

岡山市水道局月単位の週休２日工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市水道局が発注する建設工事において、「月単位の週休２日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事については「岡山市建築工事における週休２日工事实施要領」によるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「月単位の週休２日工事」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の完全閉所を行ったと認められる状態をいう。

２ 「月単位の週休２日工事の達成」とは、対象期間が４週間（２８日）以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後１週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏季休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。

３ 「対象期間」とは、施工開始日から施工完了日までとする。なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計６日の開所日を有する連続した８日間の期間を１回以上含むものとする。

４ 「施工開始日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く。）を開始する日とする。

５ 「施工完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とする。

６ 「完全閉所」とは、事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断することをいう。

（対象工事）

第３条 対象工事は、原則、岡山市水道局が発注する全ての建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （１）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （２）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （３）設計金額が４００万円以下の工事
- （４）その他週休２日の確保が困難であると判断される工事
- （５）単価契約工事
- （６）修繕工事及び水道メーター関係工事

２ 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「岡山市水道局月単位の週休２日工事（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 実施に当たっては、別に定める「岡山市水道局月単位の週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

(積算方法)

第5条 発注時に月単位の週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

2 前項の補正係数は「特記仕様書別添資料1」に定める。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において月単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、月単位の週休2日を達成できなかった場合においても減点を行わない。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休2日を達成した上で、工事完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年9月16日から施行する。

(適用)

この要領は、令和7年9月16日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和6年9月17日施行）は、廃止する。ただし、この要領で実施中の週休2日工事については、当該工事が完了するまでの間は、この要領の例による。